

【資料 1 ・ 2 の概要】

- 資料 1. 第三セクターの見直しに関する指針（案）について
- 資料 2. 指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン（素案）
について

2022年2月9日

総務部 行政改革推進課

■ 第三セクターの見直しに関する指針（案）について①

昨年の市議会提言、それに対する市の考え方を踏まえ、市の関与について一定の条件を示すことにより、第三セクターが独立した事業主体として自立した経営の実現を目指すとともに、市財政の負担軽減につなげることを目的として「旧指針」を改訂。

第1章 策定の趣旨（指針P1参照）

- ✓ 本指針の策定に伴い「第三セクターの見直しに関する指針」（平成19年11月）は、廃止

第2章 第三セクターの見直しの基本理念（指針P2参照）

- ✓ 第三セクターの存続意義を改めて検証し、第三セクターの存廃を含めた判断を行い、法人経営に関して抜本的改革を含む適切な指導等を行う
- ✓ 経営状態の改善が認められず、悪化している状況が続く場合は、財政的関与の打ち切りを実施する

第3章 市の関与のあり方（指針P6参照）

- ✓ 人的関与の見直し（役員からの撤退）
- ✓ 指定管理料の算定基準については、「ガイドライン」を別に定める
- ✓ 食事の提供及び宿泊の提供など民間事業者が行っている事業については、利用料金制（テナント導入も可）とし、事業者の裁量で運営することを基本とし、設置条例の見直しも含めて、指定管理業務の明確化をはかる
- ✓ 運営費補助は行わない
- ✓ 趣旨を逸脱した短期貸付けについて見直しを求める
- ✓ 廃止に伴う市の関わりを明確化

■ 第三セクターの見直しに関する指針（案）について②

第4章 第三セクターの見直しの考え方（指針P9参照）

- ✓ 将来の判断類型を細分化し「現状維持」「経営健全化」「民営化・自立化」を追加
- ✓ 将来の方向性の判断類型を詳細化し、「廃止」についても記述
- ✓ 「民営化・自立化」に市保有株式の譲渡を追加

第5章 第三セクターの見直しの進め方（指針P13参照）

- ✓ 見直しの実施手順を追加
- ✓ 「経営改善計画」の取り扱いの明確化
- ✓ 「統廃合等実施計画」の追加
- ✓ 総務省の検討フローチャートの導入

第6章 第三セクターが自ら取り組む経営改革（指針P17参照）

- ✓ 経営改善に関する先進的な提案がなされた場合、市としては全面的に支援することを前提に検討を行う
- ✓ 経営責任の明確化（経営責任者は原則、常勤）

第7章 その他（指針P19参照）

- ✓ 経営悪化時の市と法人の対応の明確化
- ✓ 経営悪化状態の明確化
 - (ア) 累積損失が当該資本金（資本剰余金を除く。）の2分の1を超える法人
 - (イ) 事業計画又は経営改善計画を超えて連続して単年度損失を計上した法人
 - (ウ) その他、行政改革推進本部会議を経て、市が指定した法人
- ✓ 第三セクターの「設立・統合」「移行」「廃止」について

■「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の策定①

1. ガイドラインの策定について

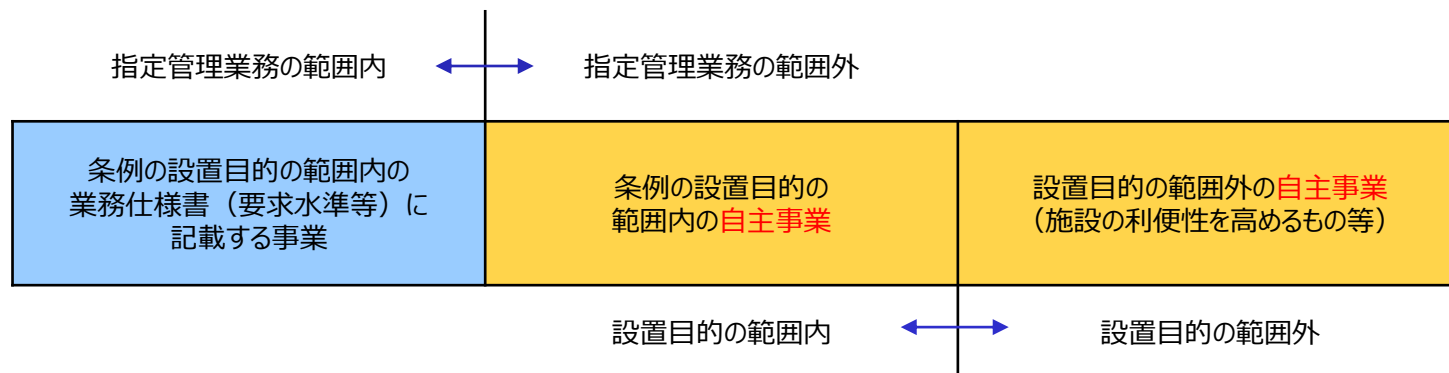
- 「第三セクターの見直しに関する指針」の改訂と併せて、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」を策定し、指定管理料の見える化を図る。
- 「指定管理者制度に関する指針(平成31年4月1日最終改正)」は、廃止する。
- 指定管理施設はR3.4時点で189施設。
- 市公共施設等総合管理計画に基づき、指定管理施設の整理は進めていくが、短期間に成果が出るものではない。
- 施設（事業）の継続と施設（事業）を誰が運営するかは別に考えていく必要がある。

2. 主な変更・追加点

- 公募の原則を明記
- 共同事業体の応募について追記
- 標準的な指定管理期間を4年から5年に変更。
- P F I（Private Finance Initiative）事業者が指定管理者となる場合について追記
- 利用料金制の導入と事業者のインセンティブについて追記

■「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の策定②

3. 自主事業の取り扱いについて



- 自主事業の承認条件を明記
- 自主事業と指定管理業務における経費区分について明記
- 自主事業の利益の取り扱いについて追記

4. 指定管理料の算定

- 指定管理業務（施設の維持管理）に必要な経費の積算について明記（自主事業にかかる経費は算定しない）
- 人件費 統計的な標準賃金を提示。
- 光熱水費 原則、過去4年の実績を算定基礎とし、精算要件を明記
- 一般管理費および修繕費（小破修繕）の考え方を追記

■「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の策定③

4. モニタリング・評価の導入

- P D C Aサイクルに基づくマネジメントサイクルの確立
- 「C（評価）」にあたるモニタリングの実施の明記
- モニタリング実施方法の明確化
 - ①実施回数・・・モニタリングは年1回
「要改善」と判断した項目については、年度内に再度確認
 - ②実施時期・・・当該年度の12月までに実施
 - ③利用者アンケートの義務づけ
- モニタリングシートの公表
- 年度評価及び総括評価の実施（自己評価・設置者評価）

- 指定期間中のモニタリング及び年度評価結果を踏まえ、指定管理者制度導入の効果を検証し、市として今後の管理運営の方針に反映

■ 今後の進め方

○「第三セクターの見直しに関する指針（案）」

- 指針については、パブリックコメントを終了（1/7～2/7）。
- 市行政改革推進本部会議（3月）にて確認後、公開。

○「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン（素案）」

- 財政担当課及び指定管理所管課との調整後、「第三セクターの見直しに関する指針」同様、市行政改革推進本部会議（3月）にて確認後、公開。

□ 令和4年度からの適用を予定しています。